

19文科生第381号

平成19年11月8日

各都道府県知事 殿

各都道府県教育委員会 殿

専修学校を置く各国立大学長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

加茂川 幸夫

(印影印刷)

学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について
(専修学校・各種学校関係) (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第34号）」が平成19年10月30日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）」（以下「改正法」という。）の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるもので、当該条文は専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）においても準用しています。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、小学校等については、平成19年11月8日付文科初第849号「学校教育法に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」にて周知を行っているところです。専修学校等については、同通知における留意事項を参考にしつつ、各専修学校等の実情に応じた形で、学校評価に取り組まれるようお願いいたします。

記

規定の概要

(1) 自己評価(第 50 条)

- ・ ①小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第 1 項)。
- ・ ②小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第 2 項)。

(2) 学校関係者評価(第 50 条の 2)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

(3) 評価結果の設置者への報告(第 50 条の 3)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

(4) その他(附則等)

- ・ ①この省令は、改正法の施行の日から施行すること。
- ・ ②(1)から(3)までの規定は、専修学校及び各種学校について準用すること